

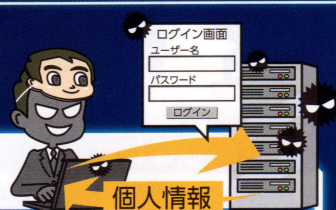
もはや 対岸の火事ではありません!

不正アクセス、Webサイト改ざん…サイバー攻撃からの早期復旧をサポート!

「サイバーリスク補償特約」のご案内

防御困難と言われるサイバー攻撃。まさに身近に起こり得る事象です。復旧には多額の費用がかかる可能性があるため、万が一の備えが必要です。

サイバー攻撃3つの事実



FACT 1

「身近」で「防御困難」

サイバー攻撃は、大企業の話ではありません。例えばWebページからの情報漏えいなど、中小企業でも頻発しています。また、サイバー攻撃は完全には防げないということについては、国やセキュリティ業界も認めるところです。

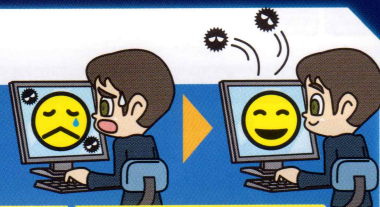
■2018年度の中小企業における被害事例(一例)

業種	鞆等小売	飲食店	学習塾	アパレル	調理器具販売	ソフトウェア販売	メッセージカード取扱い
クレジットカード情報の漏えい有無	有	無	無	有	有	有	無
個人情報漏えい件数	約300	約3千	約100	約400	約7.7万	約6千	約3万

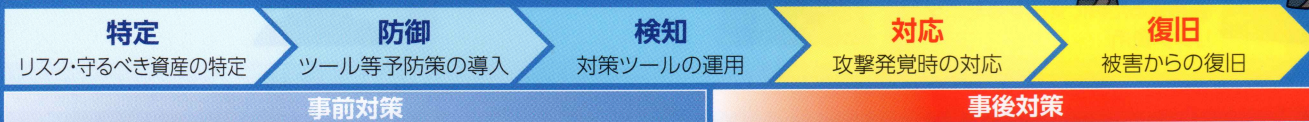
FACT 2

事後対策も重要

攻撃側の手法が次々と進化し、完全に防ぐことが難しいため、事前対策だけでは十分ではありません。事故発生後に早期の復旧をいかに進めていくかが重要となっています。



■サイバーリスク管理のポイント



FACT 3

お金がかかる

サイバー攻撃によって、情報漏えいが発生した場合、各種対応が必要になります。この場合のコストは中小企業でも数百万～数千円になる可能性があります。



■想定される費用損害の例

<想定事故> Webサイトを有する企業。同サイトに対するサイバー攻撃により、5,000件の顧客の個人情報が流出してしまった。

約250万円	+	約50万円	+	約600万円	+	約315万円	=	損害額合計
サーバ等の調査(注1) (事故原因・被害範囲調査費用)		顧客・メディア対応(注2) (コンサルティング費用)		コールセンターを1か月間 設置(注3)(事故対応費用)		プリペイドカード送付(注4) (見舞金・見舞品購入費用)		約1,215万円

(注1) 専門業者に支払う費用はサーバ1台で150万円～、パソコン1台で100万円～。(注2) 専門業者に支払う費用は数十万円～。(注3) コールセンター業者に支払う費用は、1オペレーター1時間0.5万円と言われ、1日8時間/5名体制/30日で600万円。(注4) 5,000人に配布した場合、送料およびプリペイドカード作成代を考慮し、5,000人×630円=315万円。

セキュリティ対策は、復旧までを考慮した事後対策も重要です。サイバー攻撃による被害から、早期復旧のための一助となる、それがサイバーリスク補償特約です。

詳しくは裏面をご覧ください。



「情報の漏えいまたはそのおそれ」やIT事故^(注1)などによって費用損害および賠償損害が発生してしまったときに保険金をお支払いします。

費用損害

対象となる事由

- 1 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- 2 IT事故^(注1)のうち、自社ホームページ、社内ネットワークの管理、メール送信等に起因する他人の業務の阻害等
- 3 ①または②を引き起こす恐れのあるサイバー攻撃
- 4 ①～③以外のその他のサイバー攻撃またはそのおそれ^(注2)

対象となる損害


- | | | |
|---|---|--|
| 事故対応費用
 事故の対応のために要した電話・ファクシミリ・郵便等の通信費用およびコールセンター会社への委託費用等 | 事故原因・被害範囲調査費用
 事故の原因の調査、被害範囲の確定のために要する調査費用 | 広告宣伝活動費用
 謝罪広告・会見等に要した費用および事故再発防止・危機管理改善を行った旨の宣伝・広告費用 |
| 法律相談費用
 事故の対応の相談に関して、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 | コンサルティング費用
 外部にコンサルティングを委託するために要した費用 | 見舞金・見舞品購入費用
 謝罪のための見舞金・見舞品購入等の費用 |
| 情報システム等復旧費用
 情報システムの損傷・情報の消失、改ざん・損壊に対する復旧費用等 | 再発防止費用
 情報システムの損傷・情報の消失、改ざん・損壊に対する再発防止費用(情報システムの廃棄および新規取得費用を除く) | サイバー攻撃調査費用
 サイバー攻撃の有無を判断するため、外部機関に依頼した調査費用 |
| クレジット情報モニタリング費用
 他人のクレジット情報の漏えいまたはそのおそれがある場合、クレジット情報の不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 | 公的調査対応費用
 行政機関等による公的調査に対応するための費用 | 被害拡大防止費用
 ネットワークの切断およびネット炎上・風評被害等の拡大防止のための費用 |

賠償損害

対象となる事由

- 1 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
- 2 IT事故^(注1)のうち、自社ホームページ、社内ネットワークの管理、メール送信等に起因する他人の業務の阻害等

対象となる損害

- | | |
|--|---|
|  | 法律上の損害賠償金
争訟費用
権利保全行使費用
訴訟対応費用 |
|--|---|

(注1) 情報システムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に伴う、他人の業務の阻害・電子情報の消失または損壊・人格権侵害または著作権侵害、その他不測かつ突発的な事由による他人の損失をいいます。

ただし、他人が使用することを目的とした情報システムの所有、使用、管理、もしくは他人のために開発、作成、構築した情報システム、プログラムまたは電子情報などに起因するものを除きます。

(注2) その他のサイバー攻撃またはそのおそれを事由とする場合、お支払いする費用は「サイバー攻撃調査費用」のみに限ります。

- このチラシは「ビジネス総合保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「ビジネス総合保険パンフレット」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、引受保険会社にお問合わせください。
- 全国商工会議所・全国中小企業団体中央会・全国商工会連合会の商品名はビジネス総合保険、東京商工会議所の商品名はビジネス総合共済です。
- 「ビジネス総合保険」「ビジネス総合共済」の正式名称は、タフビズ賠償総合保険・タフビズ建設業総合保険です。

ECO このチラシは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
 TEL:03-5424-0101(大代表)
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(190930) (2019年9月承認) GB19C010855 (45-978)